

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年12月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900067号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900044号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和36年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求内容の要旨

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年10月1日にA社からC社に異動したが、厚生年金保険の記録では請求期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、同日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者同様、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年9月30日に喪失し、同年10月1日にC社において同資格を取得している被保険者が多数確認できるところ、事業主の陳述、当該被保険者の中で雇用保険の記録が確認できた者の加入記録及び請求者と同一部門だった同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(昭和36年10月1日にA社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る事業所別被保険者名簿の昭和36年8月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険出張所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年

金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が被保険者資格喪失年月日を同年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 9 月 30 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険出張所は、請求者の昭和 36 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900071号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900043号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月頃から平成3年3月頃まで

私は、A社において、昭和62年4月頃から平成3年3月頃まで正社員として人事採用業務に従事し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間の一部においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、「請求者は、職人を集める仕事をしており、常勤ではなく、人を紹介できるときだけ会社へ顔を出す、労働時間や勤務日数も決まっていない働き方だった。正社員は厚生年金保険に加入させていたが、正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかったため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

また、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したものの、請求者のことを知っているとは回答した者はおらず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A社において請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。